

○総務省令第三号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十一号）の施行に伴い、並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の七第六項、第二十三条の八第三項及び第四百十五条の規定に基づき、在外選挙執行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

総務大臣 松本 剛明

在外選挙執行規則の一部を改正する省令

在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後

改正前

(在外選挙人証の記載事項の変更等)

第九条 〔略〕

〔2〕4 略

5 令第二十三条の七第六項の規定による在外選挙人証の交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。  
(在外選挙人証の再交付等)

第十一条 〔略〕

〔2 略〕

3 令第二十三条の八第三項の規定による在外選挙人証の再交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十三条の七第四項の規定により令第二十三条の八第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

別記

第六号様式 (在外選挙人証の様式) (第八条関係)

〔様式 略〕

表

備考

選挙管理委員会委員長の印は、別添み式とする。

裏

〔略〕

第七号様式 (在外選挙人証記載事項変更届出書の様式) (第九条関係)

在外選挙人証記載事項変更届出書

公職選挙法施行令第23条の7第2項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

〔略〕

〔略〕

新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載 (在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)

(在外選挙人証の記載事項の変更等)

第九条 〔同上〕

〔2〕4 同上

〔新設〕

(在外選挙人証の再交付等)

第十一条 〔同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

3 令第二十三条の八第三項の規定による在外選挙人証の再交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十三条の七第四項の規定により令第二十三条の八第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

別記

第六号様式 (在外選挙人証の様式) (第八条関係)

〔様式 同左〕

表

〔新設〕

〔同左〕

裏

第七号様式 (在外選挙人証記載事項変更届出書の様式) (第九条関係)

在外選挙人証記載事項変更届出書

公職選挙法施行令第23条の7第2項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

〔同左〕

〔同左〕

新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載 (在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領)

<input type="checkbox"/>	在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更
<input type="checkbox"/>	「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）
住所以外の送付先	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新たな住所以外の送付先            &lt;在留届の緊急連絡先&gt;            (外国語表記)</p> <p style="font-size: small;">選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、_____の上には、氏名を忘れずに書いてください。</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Name _____</p> <p>Address _____</p> </div>	
<p>注意</p> <p>1～8 [略]</p> <p>[割る]</p>	

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

表

<p>在外選挙人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）</p> <p>次の事由が生じたことを誓ひ、公職選挙法施行令第23条の8第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">何年何月何日</p> <p>[略]</p>	
在外選挙人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
<p>注意</p> <p>1～4 [略]</p>	

<input type="checkbox"/>	在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更
<input type="checkbox"/>	「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）
住所以外の送付先	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新たな住所以外の送付先            &lt;在留届の緊急連絡先&gt;            (外国語表記)</p> <p style="font-size: small;">選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、_____の上には、氏名を忘れずに書いてください。</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Name _____</p> <p>Address _____</p> </div>	
交付の方法	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望
<p>※通常は、選挙管理委員会から郵便等で送付</p>	
<p>注意</p> <p>1～8 [同左]</p> <p>9 「交付の方法」欄には、記載事項を変更した後の在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にシをつけてください。</p>	

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

表

<p>在外選挙人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）</p> <p>次の事由が生じたことを誓ひ、公職選挙法施行令第23条の8第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">何年何月何日</p> <p>[同左]</p>	
在外選挙人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
交付の方法	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望
<p>※通常は、選挙管理委員会から郵便等で</p>	

<p>[削る]</p>	<p>送付</p>
<p>[略]</p> <p>裏</p>	<p>注意 1～4 [同左]</p> <p>5 「交付の方法」欄には、再交付される在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることが希望する場合に□にシを付けてください。</p> <p>[同左]</p> <p>裏</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則（以下「旧規則」という。）別記第六号様式に準じて調製された在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則（以下「新規則」という。）別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することを妨げない。

2 この省令の施行の日前に旧規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書は、新規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書とみなす。